

金沢市ヤングケアラー支援に関する検討会設置要綱

(令和4年6月1日決裁)

改正 令和5年3月22日決裁

(目的及び設置)

第1条 本市は、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の児童をいう。以下同じ。）を早期に発見し、適切な支援へつなげることの重要性に鑑み、その支援や多機関連携の在り方について検討するため、金沢市ヤングケアラー支援に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ヤングケアラーの調査に関する事項
- (2) ヤングケアラーの支援に関する事項
- (3) ヤングケアラーの社会的認知度の向上に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 検討会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域福祉の関係者
- (4) 介護又は障害福祉の関係者
- (5) 保護者の関係者

3 委員の任期は、令和4年度に委嘱され、又は任命された委員にあつては当該委嘱又は任命の日から令和5年3月31日まで、令和5年度以降に委嘱され、又は任命された委員にあつては当該委嘱又は任命の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、こども未来局こども相談センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。